

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 ほか1名

準備書面（31）

平成30年5月7日

東京地方裁判所民事第2部合B係御中

原告訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 甫 守 一 樹 ほか

目次

第1	はじめに	4
第2	行政訴訟（被告国）との関係	5
1	行政訴訟においては明文で差止めの訴えが認められていること	5
(1)	行訴法における明文の規定	5
(2)	専門技術的裁量が存在する場合を当然に踏まえた規定であること	6
2	「行政庁の第一次的判断権の尊重」というドグマは時代錯誤であること	6
(1)	函館地裁判決の根底にあるもの - 行政庁の第一次的判断権の尊重	6
(2)	このドグマは少なくとも原発の許可に適用されるべきではないこと	7
3	まとめ	10
第3	民事訴訟（被告会社）との関係	10

1	民事訴訟において判断されるべき事柄と仮処分との混同	10
2	処分がなされてから訴訟を提起したのでは間に合わない可能性が高い こと	12
3	判決後に設計等が変更された場合の不都合性は存在しないこと	12
4	原発に求められる安全性の程度は専門技術的裁量に属しないこと	13
	(1) 科学の不定性と適用限界の適切な見極め	13
	(2) 「踏み越え」としての「工学的判断」	17
	(3) 科学技術社会（STS）論	18
	(4) 社会的合理性を判断するための比較衡量論	20
	(5) 刑事責任能力判断に見られる自然科学的領域と人文・社会科学的領域 の峻別	22
	(6) 伊方最高裁判決の超克	22
	(7) 世論調査の結果からうかがえる社会的合理性	25
	(8) 小括	27
5	まとめ	27
第4	司法審査の在り方に関する不当性	28
1	函館地裁判決の概要	28
2	2段階構成は宮崎支部決定や広島高裁決定にも反すること	29
	(1) 2段階構成の不合理性	29
	(2) 函館地裁判決の枠組みは、特に不合理であること	29
3	原発に求められる安全性の程度について	30
	(1) 住民側の主張を曲解したものであること	30
	(2) 「確立された国際的な基準」をメルクマールとすることの注意点	32
4	まとめ	34
第5	審査基準の合理性判断の不当性～火山対策を例に～	35
1	判断の欠落があまりにも多いこと	35

2	基本的に住民側の主張を曲解して判断していること	36
3	「原告らの主張①」の判示部分の不合理性	36
4	「原告らの主張②」の判示部分の不合理性	38
	(1) 函館地裁判決の判示概要	38
	(2) 住民側の主張を矮小化している点	39
	(3) 例外の許容について閾値を設けないことの不合理性	40
	(4) 決定論的手法に関する事実誤認	40
5	「原告らの主張③」の判示部分の不合理性	41
	(1) 函館地裁判決の判示概要	41
	(2) 住民側の主張を曲解していること	42
	(3) 現在の火山の状態から終息傾向を示すことが可能としている点で不 合理であること	43
6	「原告らの主張④」の判示部分の不合理性	43
	(1) 函館地裁判決の判示概要	43
	(2) 宮崎支部決定に明確に反すること	44
	(3) 噴火の予測可能性の問題と敷地への到達の問題とを混同しているこ と	45
	(4) S S G - 2 1 の規定を読み誤っていること	45
7	「原告らの主張⑤」の判示部分の不合理性	47
	(1) 函館地裁判決の判示概要	47
	(2) 事実上の立証責任は事業者側にあるはずであること	47
	(3) 「一定程度の概括的な規定となることはやむを得ない」との点につい て	48
8	まとめ	49
第6	終わりに	50

第1 はじめに

平成30年3月19日、函館地方裁判所は、本件と同じ大間原発に関する民事差止訴訟において、住民側の訴えを棄却する判決を言い渡した（甲A56。以下「函館地裁判決」という。）。

函館地裁判決は、原子力規制委員会（以下「原規委」という。）の設置変更許可の判断が出る前の段階にあっては、未だ許可の見通し、運転開始の具体的目的が立っておらず、その時点で人格権侵害の具体的危険性を直ちに認めることは困難であるとし、事業者の主張が具体的審査基準に適合しているか否かという判断については行わず、安全審査に用いる具体的審査基準それ自体に不合理な点があるか否かに限って判断することとしたものである。

この判決は、民事差止訴訟の本案と仮処分とを混同し、本案の差止請求に対して、仮処分に求められるような被害の切迫性を要求するに等しい判断となっている点、行政訴訟においては、明文で行政判断に先んじて司法判断がなされることを認めているにもかかわらず（例えば行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条7項）、行政庁の専門技術的裁量という一事を理由として司法判断を回避した点、実質的に見ても、原発訴訟は通常の訴訟と比較して相当長期に及ぶことが多く、行政判断を待ってから訴訟に訴えたのでは、住民らの人格権侵害に対する救済が間に合わない点において、理論的にも実質的にも極めて不合理な判決である。

また、基準の合理性判断においても、住民らの主張を正解せず、都合の悪い主張は無視して、住民らの主張を退けやすい主張へと曲解して、その点についてだけ判断を行っている個所があまりにも多く、請求棄却という結論ありきで判断を行ったとしか考えられないような恣意的かつ稚拙な判断となっており、この点からも、一片の正当性すらない判断というほかない。

本件訴訟において、この判決を敢えて取り上げる価値が存在するか極めて疑問ではあるが、少なくとも上記のような不合理性を裁判体に理解していただく

ことには、他山の石としていただくという限度で意味があると思われるので、以下、簡潔にその不合理性を述べる。

第2 行政訴訟（被告国）との関係

1 行政訴訟においては明文で差止めの訴えが認められていること

(1) 行訴法における明文の規定

函館地裁判決は、本件のように事業者からの設置変更許可申請に対して行政庁が未だ許可を行っておらず、その具体的な見通しも立っていない状況においては、人格権侵害をもたらすおそれのある重大な事故が発生する具体的危険性を直ちに認めることは困難であり、裁判所が、原規委の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、いわゆる「基準適合判断の不合理性」について司法審査を行わないことを判示している（甲A56・166～168頁）。

しかし、行政訴訟に限って言えば、この判断は明らかに採用できない。というのも、行訴法は、明文で、行政庁の判断がなされていない場合についても司法判断を行える場合が規定されているからである。

例えば、不作為の違法確認の訴え（行訴法3条5項）は、「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は採決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟」とされているが、これは、「行政庁が処分をした後においてのみ、それに対する取消訴訟を許し、右のような行政庁の違法な不作為について救済の方法が十分でなく、明らかでもないというのでは、国民の権利救済制度としての行政事件訴訟としては欠けるところがある」との理由から法定されたものであって（塩野宏『行政法Ⅱ - 行政救済法〔第四版〕』有斐閣，210頁）、行政庁による処分前の司法審査が前提となっていることは明らかである。

このことは、義務付けの訴え（行訴法3条6項）や差止めの訴え（行訴法

3条7項)も同様である。行訴法3条7項は、「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟」として差止めの訴えを法定している。本件は、まさにこの差止めの訴えであるから、行政庁の判断がなされる前であっても、司法審査を行うべきことは当然である。

(2) 専門技術的裁量が存在する場合を当然に踏まえた規定であること

函館地裁判決は、前述のように「基準適合判断の不合理性」について行政庁の判断に先立って司法判断を行うべきでない理由として、行政庁の専門技術的裁量、あるいは、原規委設置法や炉規法の改正経緯などに照らして、原発の安全性判断については原規委が一元的に行うべきものであることを理由としているが、行訴法上は、仮に行政庁に裁量が認められる場合であっても事前の司法審査の対象となることが明文上明らかである。

すなわち、差止めの訴えは、「行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする」と、行政庁に裁量権が認められる場合であっても、その逸脱・濫用の有無につき司法審査が及ぶことが明記されている(行訴法37条の4第5項)。本件では、まさにこの裁量権の逸脱・濫用が争点とされており、本件において、行政庁の判断よりも前の時点で司法判断を行うことは、当然に認められる。

2 「行政庁の第一次的判断権の尊重」というドグマは時代錯誤であること

(1) 函館地裁判決の根底にあるもの - 行政庁の第一次的判断権の尊重

以上のとおり、行政訴訟においては、明文上行政庁の判断に先立って司法審査がなされることが予定されているが、これは民事差止訴訟においては、

本来、より一層妥当するものである。民事差止訴訟における審理の対象は、事業者が設置しようとしている原子力施設について、それがそのとおりに設置された場合に周辺住民らの人格権を侵害する可能性があるか否かであり、そこに行政処分が介在するか否かは本来無関係である。例えば、事業者の申請が形式的要件を欠き、補正が不可能であるなど、一見して明白に許可処分がなされる可能性が全くないような場合は別論、そうでない場合には、処分がなされていないことを理由に人格権侵害の具体的危険が存在しないと考えるべきではない。これまで電気事業者による設置許可申請ないし設置変更許可申請に対して不許可処分がなされた例がない原発の場合には、なおさらである。また、本件においては一度設置許可処分がなされており（だからこそ、原告は当初の設置許可処分の違法性も争っている）、現在の申請は設置変更許可処分であり、一から審査を行う場合とは全く状況が異なり、許可処分がなされる蓋然性はいっそう高い。

そうであるにもかかわらず、函館地裁がこのような不合理な判断を行った根底には、「行政庁の第一次的判断権の尊重」というドグマが存在すると考えられる。

(2) このドグマは少なくとも原発の許可に適用されるべきではないこと

ア これは、行政法における取消訴訟中心主義との関係で語られた法理論であるが、平成16年の行訴法改正によって、この考え方からの脱却が図られている（塩野宏『行政法Ⅱ - 行政救済法〔第四版〕』有斐閣、77頁）。これらの考え方は、戦前のドイツにおける行政優位の国家観の産物であり、少なくともわが国の現在の法理論として重視されるべきものではない（まして、函館地裁のように民事訴訟にこの考え方を適用することが妥当かという根本的な問題も存する）。

イ この点について、元最高裁判事である行政法の藤田宙靖名誉教授は、司

法制度改革審議会におけるヒアリングで、以下のように述べている（甲A 57）。

「考えなければならないのは、法治主義の論理の下で、何故、このような行政庁の優越的な地位が理論的に認められ得たか、ということである。例えば、『行政運営の円滑性の保障』ということが言われるが、本来法律に違反してまでも行政に円滑性を求めるということは、法治主義の見地からは理論矛盾なのであって、それだけでは、広く通用力を持つことにはならない。私はこの点、関係者間に『行政法の適用に当たっては、行政庁こそが本来最も適切な判断をすることができる』という認識（その意味での行政に対する信頼感、及びその反面としての、司法及び一般国民に対する不信感）が意識無意識中に広く支配していたことこそが、大きな原因であったものと考えている。この認識を最も明確に表しているのが、『行政庁の第一次的判断権の尊重』という考え方であって、この考え方は、…（略）…実体審理に関する裁量処分^の司法審査の限定の理由としても引き合いに出されている。…（略）…こういった、『厳正にして的確な法適用者としての行政庁』への信頼感は、元を辿れば、ドイツ公法学とりわけグナイスト流のプロイセン型法治国家観にそのモデルを見ることができるが、この考え方は、もともと『中立にして公正な公益実現者であるところの行政』という行政官僚への信頼に基づくものであって、…（略）…ドイツの場合には、少なくともボン基本法の成立と共に、こういった考え方はもはや通用し得なくなっている。『わが国の場合には、少なくとも昭和三十年代においては未だ、この点の法思想上の清算がなされていなかったというべきである。…（略）…しかし、こういったシステム及びその前提となる考え方を根本的に考え直して、新たな『この国の形』を構築しようというのが、例えば、行政改革会議の最終報告に現れた行政改革の理念であったのであって、ここでは、政策の企画・立案という機能につき、行政主導から政治主導へと

改革することが必要とされたのであった。同様にして、法律の解釈・適用という機能についても、対司法権との関係において、行政官僚に対する先のような信頼感はひとまず白紙に戻して、制度の再構築が試みられなければならないものとする」（甲A57・2～3頁。なお、引用文中の傍点は引用者が付した。以下同じ。）。

藤田教授は、このように述べて、司法の行政に対するチェック機能の強化を主張していたのであるが、福島第一原発事故後、原発の稼働を認めてきた裁判例の多くは、専門技術的裁量の名を借りて、民事訴訟と行政訴訟とを混同しながら、この行政庁の第一次的判断権の尊重という時代錯誤の固定観念に引きずられてきたようにしか考えられない。

ウ 百歩譲って、行政庁の第一次的判断権の尊重という概念を承認するとしても（本件における被告国との関係は行政訴訟であるから、そのような考え方もあり得ないではない）、果たして、福島第一原発事故を惹き起こし（国会事故調査報告書は、同事故が安全文化を形成してこなかった関係者による人災であることを認定している）、未曾有の災害を惹き起こした原子力行政に、藤田教授が述べるような「中立にして公正な公益実現者であるところの行政に対する信頼感」はもはや存在しないことは明らかである。

櫻井敬子教授（行政法）は、この点について、「現実には未曾有の事故を経験したわが国固有のコンテクストからすると、原子力行政はいまだ信頼を回復するには至っていないという厳しい認識が必要である」と述べる（甲A58・70頁）。また、事故後、原規委が創設され、原子力規制が一定程度厳格化されたことを考慮しても、「新組織になったからといって、その策定に係る行政基準を留保なく承認できるか」というと、そのような評価をするのは早計である。原子力行政は、文字通り取り返しのつかない失敗をしたばかりであり、…（略）…人材の問題を含め、特にその専門的能力に対する疑問が提示されたことには理由がないわけではない。さらに、エネルギー

ギー政策は国策的な側面が強く、政治的動きと無関係でいることが難しい分野であって、民間人を構成員とする若い行政委員会が、そうした渦中であってどこまで安全性を純粹に追求し続けられるのかについては率直に言って覚束ないところがある。いつの間にか新たな『安全神話』が作られないとも限らず、また、電力業界の構造からして、新行政組織が再び国会事故調査委員会のいう『規制の虜』とならない保証はない。原子力行政分野においては行政当局に対する健全な警戒心を失ってはならず、それは福島第一原発事故の最も重要な教訓というべきであろう。結果として、権力分立構造のもとで裁判所の役割が相対的に重要度を増すことになる」と述べ、行政に対する信頼感は福島第一原発事故後回復したとは言い難いことを指摘している（甲A58・71頁）。

これらの指摘は、原発の安全性に不安を訴える多くの国民の感覚とも合致するものであり、ごく常識的な認識といえる。行政庁の第一次的判断権の尊重というドグマは、少なくとも原発の許可に関しては適用されてはならない。

3 まとめ

以上のとおり、函館地裁判決は、少なくとも行政訴訟において参考にされるべき点はない（判断基準自体の合理性の問題は後述する）。本件における被告国との関係において、函館地裁判決が何らかの影響力を持つ余地はない。

第3 民事訴訟（被告会社）との関係

1 民事訴訟において判断されるべき事柄と仮処分との混同

函館地裁判決は、事業者に対する人格権に基づく差止めが争われた事案であり、本件における被告事業者との関係でいえば、この判決が妥当する余地がないではない。

しかしながら、前述のとおり、行政庁による処分が直接の審理対象となる行政訴訟においてすら行政庁の第一次的判断権の尊重というドグマは後退し、司法による積極的な判断が求められるのであって、この理は、処分を直接の対象としない民事訴訟においては、よりいっそう妥当する。

民事差止訴訟における審理の対象は、事業者が設置しようとしている原子力施設について、それがそのとおりに設置された場合に周辺住民らの人格権を侵害する可能性があるか否かであり、そこに行政処分が介在するか否かは本来無関係である。

まして、原発の設置許可ないし設置変更許可については、これまで電気事業者による申請に対して不許可処分がなされた例は存在しないのであり、これをもって許可処分がなされる見通しが立っていないというのはあまりにも楽観的な認識である。また、本件においては、既に設置許可処分自体はなされており、その変更の許可についての審査が途中であるというにすぎないから、許可処分がなされる蓋然性はいっそう高い。

思うに、函館地裁判決が処分がなされていないことを理由に人格権の具体的危険の存在を認めなかったもう1つの理由は、本案と仮処分とを混同しているからと思われる。仮処分においては、保全の必要性、すなわち現時点で保全を行わずに将来の本執行を待っていたのでは債権者の救済が得られなくなり、または現時点でその法的地位が危うくされるおそれがあることが実体要件とされており、従来、他の原発差止仮処分においても、設置変更許可処分がなされていない場合に保全の必要性がないとの理由で差止めの申立が却下された例があった（例えば大飯原発に関する大阪高裁平成26年5月9日決定・判例集未掲載）。

しかし、函館地裁の事件は本案であり、仮処分における保全の必要性（本執行を待っていたのでは債権者の法的地位が危うくなるおそれが存在するか否かといった要件）は要求されない。函館地裁判決は、このような要件を「人格権侵

害の具体的危険」という要件の中に読み込み、処分がなされていない時点では原則として具体的危険がないと判断しているのである。まさに本案と仮処分との混同である。

本件において、このような不当な判断が参照されてはならない。

2 処分がなされてから訴訟を提起したのでは間に合わない可能性が高いこと

現実的に見ても、函館地裁の訴訟は平成22年7月の提起から平成30年3月の判決まで7年8か月を要しており、行政庁の処分がなされてから訴訟を提起したのでは、稼働前にこれを差し止めることは不可能となり、周辺住民の人格権侵害を回避できない（間に合わない）可能性が高い。

この意味でも、函館地裁判決は紛争の実態を顧みない机上の空論にすぎず、司法判断として不合理である。このような判断は、司法の職責を放棄するに等しく、司法に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

3 判決後に設計等が変更された場合の不都合性は存在しないこと

行政庁による許可処分がなされる前に司法による差止めの判決がなされた場合、事業者が、その後に申請内容を変更して、安全性を向上させ、これに対して許可処分がなされるような場合に事業者が稼働できない不利益を被るのではないかとの疑念も存在するかもしれない。しかし、これは本来、差止め判決後の請求異議の訴えの中で主張すればよい事柄であり、それゆえをもって司法判断を行わないことの理由にはならない。また、この理は、許可処分後であっても基本的に大きく変わらない。すなわち、事業者は、許可処分後に差止め判決を受けた場合に、新たに差止めの理由となった点について安全対策を向上させ、司法に対して稼働を求める（請求異議の訴えを起こす）ということはあるのであり、処分とは直接かかわりのないことである。

4 原発に求められる安全性の程度は専門技術的裁量に属しないこと

(1) 科学の不定性と適用限界の適切な見極め

ア 函館地裁判決は、前述のとおり、原発が安全かどうかという判断については原規委に一元的な判断権が存在し、裁判所は行政庁に先立って具体的審査基準の適合性判断を行うべきではないという考え方に立っている。しかし、これは固い科学観に基づく時代錯誤な発想というほかない。

従来、特に司法においては、科学とは確実なものであって、常に厳密に正解を導き出せるものであるという科学観、いわゆる「固い科学観」が支配してきた（甲A59・23頁）。

しかし、近時、科学の不定性が指摘されている（例えば平田光司「科学の卓越性と不定性」（本堂毅ほか編『科学の不定性と社会 - 現代の科学リテラシー』・甲A60））。

この本の中で、平田氏は、まず、科学一般について、司法が抱いている期待¹、すなわち、科学は確実なものであって正解を導き得る、ということについて、「もちろん、量子電気力学も100%確実に正しい知識とは言えません。多くの科学者は『かなり正確ではあるが、絶対とは言えない』と答えると思います。科学の知識とはそういうものであって、絶対に正しいと判っている科学知識は無いのです。どんなに確実と思われている知識でも、何らかの実験によって反証される可能性があります。」と述べる。そして、量子電気力学のような精密科学から離れ、より生活に密着した場面として、地球温暖化を例にとりながら、「高校までの物理の問題には必ず正解がありますので、科学の問題には必ず正解があって、論争が起きるのはどちらかが間違っているから、であるように見えるかもしれませんが、科学

¹ 尾内隆之・本堂毅「御用学者がつくられる理由」（岩波書店『科学』2011年9月号887頁以下）は、科学を水戸黄門の印籠に喩えて、「『科学的』と言われた瞬間、市民はひれ伏さなければならないかのようだ」と指摘している（甲A59）。裁判官も、科学を前にして、このような態度を持ってきたことが、福島原発事故を招いた。

の問題ではあっても、科学的に明確な答えが得られないことも多いのです。」

「科学が関わる問題ではあっても、科学的に十分な説得力のある結論が得られないことも数多くあると言えるでしょう。このような問題はトランス・サイエンスと呼ばれていて…（略）…トランス・サイエンスの領域では科学者ごとに正しいと思う答えが異なることもあります。このようなことが『科学の不定性』の表れです。」と、科学の不定性に言及する（甲A60・7～8頁）。

イ このように科学には不定性が存在するが、平田氏は、「これが科学研究における論争であるなら、論争を繰り返しつつ、次第に解決に近づくことを期待していれば済む」が、「誰かの生命に関わる問題であったり、人類の運命に関することがらでは、科学論争の終結を待ってから行動する、というようなわけにはい」かない、と指摘する。例えば、「患者の治療法が確定するころには、患者は亡くなっているかもしれ」ないし、「人類の活動によるCO₂の増加が地球温暖化の原因であることが反論の余地なく立証されたころには、人類は滅亡寸前かもしれ」ない。少なくとも当面の間正解が得られない問題について、どのように対処を行うのかを考えることが重要であると指摘しているわけである（甲A60・8頁）。

原発、とりわけ地震学や火山学など地球科学の分野における予測問題は、まさにこのような分野の問題である。地震や噴火のメカニズム、地下の現状認識などが、反論の余地なく立証されるころには、大地震や大噴火の直前になっている可能性がある。だからこそ、そうなる前に、科学ではなく社会として、司法として十分な不確かさを取り入れた安全性を求める、その安全性を満たさない原発には断固としてノーを突き付ける必要があるのである。

ウ 平田氏は、科学の得意分野と不定性が優位する分野とを区別して説明する。すなわち、科学が強みを発揮するのは、「多くの例によってチェックさ

れているだけでなく、今後何度でも実験や観測によって確かめることができることにある」という（甲A60・10頁）。そして、「自然法則が成立し、予言が可能となるためには、多数の、良くコントロールされた実験、観察が必要で」、「科学法則を適用するためには、前提となる条件がすべて『十分な精度』で満たされている必要がある」と述べる。「科学法則を用いて行われる判断の信頼性は、それに依存」するが、現実には「社会の中で現れる『科学的』問題には、法則はあっても前提条件が成立しているかどうか不明であったり、そもそも法則が無いことも多い」という（甲A60・12頁）。

例えば、前例や観測のない初めての事象については、「反復によって法則化されていない」ため、「これまでの法則化され、かなり確かと思われていることから類推して判断するしか無い」が、「その場合の判断は科学的判断というより科学的類推」と呼ぶべきであるという（甲A60・13頁）。下山憲治教授がいう「究明・獲得途上の専門知」も、この科学的類推によって得られた知見しかない状態を指すものと解されるが（甲A46・71頁）、信頼性を高めるデータが不十分な地震学や火山学なども、科学的類推を行っているに過ぎない。その精度・信頼性は決して高くない。

エ 続けて、平田氏は、このような科学的類推に紛れ込む「踏み越え」について、「類推による結論は、その確からしさの感覚も含めて科学者ごとに異なることがあり得ますし、本人が意識していなくても科学以外の要素（価値観、社会的利害、経済的利害、文化）が入ってきてしまうこともあり得ます。」と述べる（甲A60・13頁）。

尾内氏及び本堂氏は、このような科学の不定性が優位する分野において、科学的不定性（不確実性²）と価値判断が入り込む場合に、「科学者が科学

² なお、「不定性」については、英国のアンドリュー・スターリング教授によって類型化されている。スターリング教授は、有害事象の発生可能性（発生結果）についての知識が定まってい

の適用限界を踏み越えてしまう」という（甲A59・26頁）。

「科学的知見は、社会的判断の前提として不可欠であろうが、科学界の決める科学的知見の妥当性と社会の受容性から定まる社会的妥当性は、その目的や判断基準が元来異なっている」。尾内氏及び本堂氏は、このことをルンバール事件を例に説明する。ルンバール事件では、医療行為と障害の発生に関して、医学的証明として因果関係が認められないとの専門家の意見が出されていたが、判決では医師の民事上の過失を認めた。要するに、「社会的判断（妥当性判断）に必要な科学的（専門的）知見の証明度と、科学者（専門家）集団が知見の妥当性を判断する際に必要と考える証明度が一般に異なること」はいくらでもあり得るのであり、「リスクの社会的受容基準としては、3日に1回の失敗が許される例もあれば、100年に1回の失敗も許されない例もある」のであって、「その受容基準は社会全体（あるいは個人）の価値判断に基づいて変化する」のである（甲A59・26頁）。このように、司法が、科学的な妥当性とは別に（もちろん科学的妥当性を無視してはならず、それを踏まえなければならないが）司法として独自に妥当性を提示することは、本来は常識なのであり、行政庁に専門技術的裁量が存在するから、行政庁の判断がなされるまでは、原発の安全性に関する司法判断は控えるというのは、自然科学に過度に期待（責任転嫁といってもよい）して司法の職責を放棄しようとすることにほかならない。

る場合と定まっていない場合、発生確率についての知識が定まっている場合と定まっていない場合に分け、そのいずれも定まっている場合を「リスク」と呼び、いずれも定まっていない場合を「無知」と呼んだ。これに対し、発生可能性についての知識は定まっているが、発生確率についての知識が定まっていない場合を「不確実性」、反対に、確立については定まっているが発生可能性について定まっていない場合を「多義性」と呼んだ。地震や火山などの場合には、不確実性が問題となることが多く、不定性 \equiv 不確実性として使われることもあるが、本来、「不定性」はこれらすべてを包含する概念である。

(2) 「踏み越え」としての「工学的判断」

ア 尾内氏及び本堂氏は、このような「踏み越え」の一つの例として、「工学的判断」の問題を挙げている。これまで、「極めて低い確率の事故や故障は、『工学的判断』においてはしばしば無視しうるものとみなされ」てきたが、「その判断のなかみは明確に言語化されてきたわけではなく、現場主義的な『専門家としての相場感覚』のようなもの」であるという。「原発の安全性評価に関する『割り切り』は、工学者が彼ら独自の『相場感覚』で社会の意思決定を代行してしまったものであり、「ここには、社会的判断に依拠した意思決定とすべき論点でありながら、その『代行』を当然と見て疑わない無自覚が存在する。」という（甲A59・27頁）。

イ このような「踏み越え」としての「工学的判断」は、福島第一原発事故後、平成24年改正後も、厳然と存在する。原規委が平成28年6月29日に策定した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（同年8月24日改訂）の§1の1-2-1には、原発に求められる安全性の具体的水準について、「原規委が時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、法は、原規委に対してこの選択も委ねたものである」とされている（乙A23）。

原規委は、あくまでも科学者の集団であり、人文・社会科学的領域の専門家は存在しない。「専門技術的裁量」という用語も、裁判所が専門的知見を有しない自然科学的領域に関する裁量であり、人文・社会科学的領域について専門技術的裁量は認められない。にもかかわらず、原規委は、自分こそが原発の安全性を決められると公言して憚らないのであり、これこそが「工学的判断」「科学の適用限界の踏み越え」の明白な証左である。福島第一原発事故から何も学ばない態度というほかなく、このような考え方を基本的には受け入れている司法判断も、福島第一原発事故から何も学んで

いないというほかない。

このような判断を続ければ、司法判断と国民の常識との乖離はますます大きくなるばかりであり、司法は国民の信頼を失う。また、万が一、次の福島第一原発事故が起こったとき、このような踏み越えを許した司法も、大きな十字架を背負うこととなろう。国民の常識を無視して原規委の判断に安易に盲従するのであれば、そのような覚悟をもって行う必要がある。

(3) 科学技術社会（STS）論

ア (1)及び(2)で述べてきたような「科学の不定性」と「科学の適用限界の踏み越え」の問題は、従来、科学技術社会論（STS）という学問領域で議論されてきた問題であり、原告代理人の独自の見解ではない。

科学技術社会論（STS）とは、大阪大学の平川秀幸教授によれば、「“Science, Technology and Society”または“Science and Technology Studies”の略」であり、「それ自体が社会的活動の一つである科学・技術（Science and Technology; ST）の営みや、それ以外の一般社会との関わりのなかで発生する諸問題を扱う科学社会学を中心にしたもの」とされ、科学と司法の関わりを扱う科学技術法学もこれに含まれる³。

STSの研究者である東京大学の藤垣裕子教授は、「これまで、科学と社会の界面においては、単純に科学者集団の妥当性境界＝公共の妥当性境界と信じられてきた時代があった。そのときは、社会的合理性は、科学的合理性によって担保されることも可能であった。しかし、これまで見てきたように、科学者集団の妥当性境界は、公共の妥当性境界とイコールではない」と述べる（甲A61・108～109頁）。ここでいう「妥当性境界」とは、特定の共同体において、その専門分野における知識が妥当であるか

³ 平川秀幸「“STS”とは何か」

http://hideyukihirakawa.com/sts_archive/sts_general/what_is_sts.html

どうかを判断する基準を意味する。科学者集団の妥当性境界といえは、科学者集団の中で何が妥当かを決する基準であり、公共の妥当性境界とは、「公共の場において何が妥当かを決する基準」ということになる。

そして、科学者集団の妥当性境界によって保証される合理性を「科学的合理性」と呼び、これとは別に、様々な妥当性境界が存在する場合に、社会としてどの基準を採用するかを決する仕組みを「社会的合理性」と呼ぶ。ここに至って、科学的合理性が必ずしも社会的合理性とイコールではないことが分かる。ここにいう科学的合理性及び社会的合理性の区別は、原告が主張する「自然科学的領域」と「人文・社会科学的領域」の区別とパラレルに考えられる。科学的合理性は社会的合理性とはイコールでない以上、裁判所は、自ら原発の安全性に関する社会的合理性が那邊にあるのかを積極的に判断しなければならない。盲目的に科学的合理性＝社会的合理性と即断することは、この科学技術社会論に照らして許されない。

イ また、科学的合理性について、①科学者集団の妥当性境界でさえ、「今、まさに作りつつある境界」であって、確固とした境界ではなく、試行錯誤の繰り返しであること、時間とともに証拠は踏み固まるという性質をもつこと、②現代の公共的意思決定の最大の問題は、「科学者でさえ、『今、まさに作りつつある境界』のところで、つまり、科学者でさえ、答えをだせないところで、意思決定をしなくてはならないこと」であることが指摘されている（甲A61・111頁）。原発において、社会的合理性を科学的合理性と同視して、科学者による「試行錯誤」を繰り返してよいのか。少なくとも、法は、「福島第一原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならない」という立法事実をもとに制定されているのであるから、失敗を前提とする「試行錯誤」は許さない趣旨である。原発に求められる社会的合理性は、科学的合理性よりも厳格なものでなければならない。

(4) 社会的合理性を判断するための比較衡量論

ア では、司法は、どのような基準によって社会的合理性を判断すべきか。このような場合の司法的判断としては、一般に、原発を稼働することによって失われる利益と得られる利益との比較衡量という手法が用いられてきた。

このことを、藤垣教授は、福島第一原発事故に対する省察を行った論考の中で以下のように整理している（甲A62・158頁）。

藤垣教授は、まず、政府事故調報告書の中にある次の一文に着目する。

『想定外』という言葉には、大別すると2つの意味がある。1つは最先端の学術的な知見をもってしても予測できなかった事象が起きた場合であり、もう1つは、予想されるあらゆる事態に対応できるようにするには財源等の制約から無理があるため、現実的な判断により発生確率の低い事象については除外するという線引きをしていたところ、線引きした範囲を大きく超える事象が起きたという場合である。今回の大津波の発生は、この10年余りの地震学の進展と防災行政の経緯を調べてみると、後者であったことがわかる（政府事故調報告書、概要 p 25）」

そのうえで、藤垣教授は、この線引きについて、「科学的合理性（自然科学による確率予測）としては predicted（※引用者注…想定内）であったのに、社会的合理性（実際に社会的対策がおこなわれるための設定基準）としては unexpected（※引用者注…想定外）として扱われていたことが示唆される。ここで追及しなくてはならないのは、政府事故調の2つ目の想定外、つまり『現実的な判断』による線引きの内容である。一般に、確率概念がリスク概念になるときには、何か守るべきもの（人間の健康、あるいは環境）があり、それによって線（どこまでは守り、どこからは無視す

るのか) が引かれる。今回の場合の線引きは、人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引きだったのではないか、という推測は十分に成り立つ。」と分析する。

そして、裁判所の判断に触れ、「高浜原発（福井県高浜町）の再稼働を認めなかった福井地裁の決定（2015年4月）及び大飯原発（福井県おおい町）の再稼働を認めなかった福井地裁の決定（2014年5月）では、人々が生命をまもり生活を維持するための人格権を全面にだし、経済活動としての原発の稼働はそれより劣位にあるとした。つまり、上記政府事故調にある『線引き』は、常に何をまもるか、のせめぎあいの中で決まるのである」とまとめている。

ここに、司法として求められる判断の在り方が示されている。原発の安全性に関する線引きは、福島第一原発事故前と比較して、どれほど有意に変わったか。基準地震動の設定方法や想定すべき自然災害の規模について事故前とさほど大きな違いがないのだとしたら、原子力に関する規制は、依然として「人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引き」だといえないか。原発が稼働すること、事故が起こることによって失われる利益は、まさに大飯原発・福井地裁判決が指摘するように、「生命を守り生活を維持する利益」という「人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」である。これに対し、原発を稼働することによって得られる利益は、電気事業者の経済活動にすぎない⁴。このような大枠としての比較衡量を踏まえつつ、きめの細かな比較衡量を行うことによつてのみ、社会が原発に求める安全性の程度は測り得るのである。

⁴ 電気の必要性については、原発がなくても停電すら起こらなかったことから、「原発がなければ電気が足りなくなる」という関係が成り立たないことが明らかになっている。また、再生可能エネルギーの急速な普及・技術革新により、十分に電気は賄えることも、諸外国の例（例えばドイツなど）に照らせば、明らかである。

(5) 刑事責任能力判断に見られる自然科学的領域と人文・社会科学的領域の峻別

このように、科学的合理性と社会的合理性の違いが意識され、法解釈の中に取り入れられている例は、原発訴訟以外にも見ることができる。

例えば、刑事裁判における責任能力判断の方法について、東京医科歯科大学の岡田幸之教授による論文（甲A63）などで示された、いわゆる「8つのステップと7つの着眼点」は、既に実務にも定着しつつある。

これは、責任能力の判断構造を、①精神機能や症状に関する情報収集、②精神機能や症状の認定、③疾病診断、④精神症状や病理と事件の関連性の描出、⑤善悪の判断や行動の制御への焦点化、⑥法的文脈における弁識能力、制御能力としてみるべき具体的な要素の特定、⑦弁識・制御能力の程度の評価、⑧法的な結論という8つのステップに整理するもので、①ないし④が医師の専門性が発揮されるべき事項（科学的合理性の部分）であり、⑤以降は法的判断事項（社会的合理性の部分）であることが意識されるようになった。岡田教授は、従来の精神鑑定において、「鑑定医がステップ⑧を述べ、法曹がその採否を決めるという構造」があったと指摘しているが、原発訴訟においても、住民側の主張を退けた決定は、いずれも「科学者が原発の安全性に関する結論まで述べ、裁判官がその採否を決めるという構造」になっていたといわざるを得ない。このような時代遅れの科学観に基づく判断枠組みから脱却し、市民の権利を守るために、積極的な判断をすることが司法に期待されている。

(6) 伊方最高裁判決の超克

ア このように、司法の世界でも、科学的合理性と社会的合理性との違いを踏まえ、固い科学観に捉われずに、適切な判断を行う例は存在する。

にもかかわらず、原子力の世界、とりわけ差止訴訟の場面では、原規委の「考え方」にみられるような「科学の適用限界の踏み越え」や、そのことに無自覚な司法の「固い科学観」を前提とした科学に対する妄信から脱却しきれていない。それは、平成4年の伊方最高裁判決が、原子力技術を「先端技術」と捉え、行政庁の判断についてこれらの点に注意を払うことなく、安易に「専門技術的裁量」を認めたことに遠因があると思われる。

イ 櫻井敬子教授は、伊方最高裁判決の最大の問題点を、「(原子力) 審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである」という判示部分にあるという(甲A58・58頁)。「それは、同判決で述べられる原発の基本イメージがとうに時代遅れになっており、現代の原発イメージをもはや的確に表していないという点である。かつて、原発訴訟は文明論にも関わる壮大な『科学裁判』であり、未来社会のあり方に関わる『未来裁判』と受け止められたが、これは、科学技術に対する信頼と将来性が素朴に信じられていた時代の反映に他ならない」という。そして、このような伊方最高裁判決について、「原子力に対するこうした『昭和的』と称する他はない、レトロなイメージを濃厚に漂わせ」と述べる(甲A58・58頁)。

ウ 平成4年時点ではそのような判断にも一定の合理性があったかもしれないが、判決から既に25年以上が経過し、この間、科学は急速に進展し、トランス・サイエンスが意識されるなど、科学観も大きく変化した。

櫻井教授は、「今日、原子力技術はもはや時代の最先端技術であるとはいえず、このことは原子力に携わる関係者の多くが自認する事理であるといつて差し支えないというのが筆者の基本的な現状認識である。原子力技術は、例えば、水力・火力発電に係る技術に比して相対的になお複雑系であるということが一応いえるとしても、その性質はすでに一定の安定性を

獲得し、かつ日常的で汎用性のある技術となっており、少なくとも現在実用化されているプラントは、技術としてはその太宗⁵がすでに陳腐化した、また、そうであるがゆえに工学的コントロールの可能な、定型的な技術の総体として理解される存在である」とする。そして、「今日、原子力技術のレベルは平成4年段階のそれとは同じではない。原子力発電所と水力・火力発電所の相違は、今や技術として最先端であるか否かではなく、原子力施設が放射性物質を扱うがゆえに、いったん事故が起きた場合の被害の甚大さ、深刻さにおいて前者が後者をはるかに凌駕するということ、すなわち、被害の異質性にこそ認められる」という。「何をもって『高度な最新の科学的、専門技術的知見』を要する技術であるかを定量的に決定することは容易ではないが、現代における最先端の科学技術としては、たとえば、小型人工衛星、ロケットなど、開発と実験を繰り返し、失敗の絶えない、変化と進歩の著しい宇宙ビジネス分野、あるいは人工知能（AI）に象徴されるロボット工学の分野、さらにはサイバー空間を構成するIT関連の技術分野が直ちに思い浮かぶところであり、バイオテクノロジーやナノテクノロジーなど、ライフサイエンスの領域における新技術もここに数えることができよう。これらが今日という時代の最先端技術であることに異論はないと思われるが、こうした先端技術との比較において原発技術を改めて眺めるとき、伊方最高裁判決の認識はいかにも古く、その時代的限界を如実に示していることが理解されよう」と述べる（甲A58・59～60頁）。

この点は、大飯原発3、4号機に関する福井地裁平成26年5月21日判決が、「(人格権侵害を根拠とする差止訴訟における) 裁判所の判断は、…(略)…必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と述べるとおりである（甲2・42頁）。原子力技術が最先端の技術であっ

⁵ 引用者注…「太宗」（＝大部分）の誤記と思われる。

て、裁判所には到底判断のできない高度な科学技術を用いているという認識は昭和然とした極めてレトロな感覚であり、改められなければならない。しかし、原規委や事業者は、原子力技術を神棚の上に祭り上げ、司法には到底判断のできないもの、原規委や事業者の判断に従っていけばよいかのように主張する。断じて惑わされてはならない。冷静に原子力技術を見つめようとして、科学の不確実性を踏まえ、適用限界を見極めてこそ、裁判所は科学の呪縛から解放され、社会的合理性の観点から、真に適切な司法判断が下せるし、第2の福島第一原発事故を未然に防ぐことができる。

(7) 世論調査の結果からうかがえる社会的合理性

ア 再び議論を社会的合理性の内容に戻そう。

前述のとおり、原告は、原発の安全性における社会的合理性は、一般的な司法審査と同様、比較衡量論によって行うべきであり、稼働及び事故によって得られる利益（電力事業者の経済的利益）と失われる利益（原告の存立維持権及び財産権等）とを比較衡量し、失われる利益の重大性を踏まえ、極めて高度な安全性が求められるべきであると考えます。

ここで注意すべきなのは、社会的合理性といっても、単に国民の意識や政治判断を意味するものではないという点である。このような考え方を押し進めると、結局のところ、原発に求められる安全性の程度は政治によって解決するしかないという極論になりかねないが、前述したとおり、原発の稼働によって失われる利益は個人レベルでは「生命を守り生活を維持する利益」という「人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」であり、本件との関係でいえば地方自治体の存立維持権という地方自治の根幹部分をなす根源的な権利であるから、多数意思によってもこれを侵害することができないというのが司法的な考え方(司法の妥当性境界と呼んでもよい)である。

さは然りながら、社会が原発にどの程度の安全性を求めているのかという点は、社会的合理性を考えるうえで一つの要因になり得ることから、新規制基準に対する国民の意識を指摘しておく。

イ 新規制基準策定後、初めて稼働した川内原発について、その稼働前である2014年11月にNHKが行った世論調査によれば、稼働に賛成（どちらかといえば賛成を含む。以下同じ）が32%であるのに対し、稼働に反対（どちらかといえば反対を含む。以下同じ）は57%と、賛成派を大きく上回り、過半数を超えていた（いずれも全国の数値）。しかも、反対派の主要な根拠が「安全性に不安があるから」というものだったのに対し（42%）、賛成派で「原発の安全性が向上したから」と回答したのはわずか4%にとどまり、過半数の人が「電力の安定供給に必要だから」という必要性の観点で賛成していることが明らかになっている（54%。甲A64）。同様に、高浜原発に関する差止仮処分後の2015年10月に行われた世論調査でも、この傾向にそれほど大きな変動は見られなかった（甲A65）。

また、前記2014年11月の世論調査では、新規制基準に適合した原発において、住民の避難が必要となるような事故が起こるおそれがあると思うかという問いに対して、全国で「大いにあると思う」「ある程度あると思う」と回答した人の割合の合計は、実に81%にのぼっている（甲A64）。

ウ 要するに、国民の多くは、新規制基準に適合した原発でもその安全性には不安があると感じているのである。その中に、一部それでも必要性の観点から原発を稼働すべきだという人はいるが、立地自治体以外の地域では多数には至っていない。しかも、必要性がいかに大きくともそれを理由として安全性の程度を低く解することは許されないというのがこれまで一貫して司法が採ってきた立場であるから（人権の砦として当然の解釈であろう）、必要だから安全を切り下げるという論理は、少なくとも司法としては

採用し得ない。

このような世論の状況からは、新規制基準自体の合理性についても通常人からすれば不安を感じざるを得ないというのが偽らざる現状であり、軽々に基準の合理性を認めた函館地裁判決は国民の意識から大きく乖離した独善的なものというほかない。何も難しい話ではない。司法は、「国民の皆さんがお感じのとおり、原発にそれほど高度の安全性は備わっていないようです、ただ、いくら必要だからといても、司法的にはそれを理由に稼働することは許されないのです」と判断すればいいだけのことなのである（ちなみに、住民側がしばしば主張しているように、そもそも原発の必要性は相対的に非常に低下しており、そもそも必要性すら乏しいが、このことも国民には一部にしか知らされていない）。原発推進側の特殊な論理、電気事業者の論理に惑わされてはならない。

(8) 小括

以上のとおり、函館地裁判決は、科学の不定性を踏まえず、原子力技術を最先端の科学技術であるかのように誤信し、固い科学観に基づいて、原発に求められる安全性について、原規委に一元的な判断権が存在し、司法は原規委の判断に先立って安全性判断を行うべきではないと考えている点において不合理である。

5 まとめ

以上のような次第で、被告事業者との関係（民事差止訴訟）においても、函館地裁判決のように行政庁の判断を待たなければ人格権侵害の具体的危険が存在すると判断できないと考えることは明白に誤っている。7年に及んで実体審理を行い、争点整理のうえで双方の証人尋問まで行った挙句に、このような形式的な理由で住民側の主張を排斥することは、司法に対する国民の信頼を極度

に損なう言語道断の判断である。本件において、このような判断は絶対に許されない。

第4 司法審査の在り方に関する不当性

1 函館地裁判決の概要

函館地裁判決は、第2及び第3で述べた点で極めて不合理であるが、司法審査の在り方についても不当な判断を行っている。

この部分に関する函館地裁判決の概要は以下のとおりである。

まず、函館地裁判決は、具体的審査基準に不合理な点があることの主張立証責任は、人格権に基づく差止請求訴訟一般と同様、原告らが本来負うべきものとしながら、事業者が安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持していること、当該原発について具体的な審査基準に適合するように設計し、その安全性について自ら評価したうえで申請していること、許認可を受けた後も、技術上の基準に適合するよう維持する義務を負っていることなどを根拠として、まず、事業者において、具体的審査基準について原告らが不合理と主張する点について、その合理性を、相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要があるとする。

この立証が尽くされない場合には、具体的基準に不合理な点があることが事実上推認されるが、事業者がこの立証を尽くした場合には、本来、主張立証責任を負う原告らにおいて、具体的審査基準について不合理であること、より具体的には、当該基準が、最新の科学技術水準を踏まえて確立された国際基準を満たしていないことを主張立証する必要がある、としている（以上、甲A56・171～172頁）。

2 2段階構成は宮崎支部決定や広島高裁決定にも反すること

(1) 2段階構成の不合理性

函館地裁判決のように、原発の安全性に関して、まず事業者に基準自体の合理性を立証させ、この立証が尽くされた場合に住民側にそれでもなお原発の安全性に欠ける点があることを立証させるという枠組みは、「2段階構成」と呼ばれ、福島第一原発事故以前の司法判断で主に採用されてきた考え方である。

しかるに、この2段階構成に対しては、事業者が「原発の安全性に欠ける点のないこと(=A)」という命題について立証を尽くす以上、これが立証された場合に、なお住民側が「原発の安全性に欠ける点があること(=not A)」を立証することは論理的に不可能であるとの批判がなされており、このような批判を受けて、川内原発に関する福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定(以下「宮崎支部決定」という。)と伊方原発に関する広島高裁平成29年12月13日決定(以下「広島高裁決定」という。)も、民事差止訴訟における審理の対象は、あくまでも事業者が命題Aの立証に成功するか否かであり、住民側の「原発の安全性に欠ける点があること」という主張は命題Aに対する反証と位置づけている(いわゆる「一段階構成」)。

このように、2段階構成は、その不合理性から、近時採用されない方向に向かっており、宮崎支部決定及び広島高裁決定が1段階構成を採用しているにもかかわらず、2段階構成を採用することは、裁判例の動向に逆行する不合理なものといえる。

(2) 函館地裁判決の枠組みは、特に不合理であること

このように、2段階構成は、既に時代錯誤の論理であるが、函館地裁判決の枠組みは、特にこの不合理性が際立つものである。

すなわち、函館地裁判決は、具体的審査基準が合理的か否かを判断する基

準を「最新の科学技術水準を踏まえ、確立された国際的な基準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で合理的なものといえるか否か」としているところ（甲A56・171頁）、まず事業者が立証すべき事項は、「具体的審査基準について原告らが不合理であると主張する点について、その合理性」であるとしているのであるから、要するに、事業者は、「原告らが不合理であると主張する点について、基準が確立された国際的な基準から見て合理的か否か（＝A）」を立証しなければならないこととなる。

しかるに、函館地裁判決は、事業者がこの立証に成功した場合に住民側が行うべき立証の対象について「具体的審査基準について不合理であること、より具体的には、当該基準が、最新の科学技術水準を踏まえて確立された国際的な基準を満たしていないこと」としている（甲A56・172頁）。これはまさに「not A」であり、事業者が「命題A」の立証に成功した以上、住民側が「命題not A」の立証を行う余地はないはずである。

函館地裁判決は、全く論理的ではない。その不合理性は明白である。

3 原発に求められる安全性の程度について

(1) 住民側の主張を曲解したものであること

ア 函館地裁判決は、原発に求められる安全性について、住民側が、「福島原発事故のような重大な事故を万が一にも起こしてはならないという絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性であって、その判断においては、社会通念という基準を持ち込むべきではなく、裁判所は、人格権や条理等の観点から当該原子炉施設の具体的危険性を判断すべきである」と主張したとまとめ、このような安全性は「その内容が不明確であって、高度な安全性を強調するあまり、結局のところ絶対的な安全性を求めるものに帰することとなりかねない」と住民側の主張を退けている（甲A56・170頁）。

イ しかし、これはあまりにも住民側の主張を曲解している。函館地裁の訴

訟において、住民側は、総論的に、確かに絶対的安全に準じる高度な安全性を要求すべきと主張していたし、その判断において社会通念という基準を持ち込むべきではないことを主張していた。しかし、それは、あくまでも「社会通念」という曖昧不明確な判断基準に拠ることを批判したものであって、原発に求められる安全性の程度が最終的には社会による受容性の問題に帰着せざるを得ないことは住民側も承認していた。住民側は、むしろ、その上で、まさに基準が曖昧不明確になることを避けるために、具体的な判断基準として、

- ① 事業者が、科学の不確実性等を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでなく、科学（理論）的な想定や計算にすぎないものを考慮に入れたかどうか。
- ② 事業者が、支配的・通説的見解に寄りかかって、全ての代替可能な科学的知見を考慮することを怠っていないかどうか。
- ③ 事業者が、十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮しているかどうか。

これらのうち、1つでも考慮を怠っている場合には、原発の安全性に欠ける点があるとされるべきである⁶、と主張していたのである。

これらは、具体的基準への適合性判断に関する基準ではあるものの、基準自体の合理性についても、事業者に対して上記のような評価を求めるものとなっているかどうかという観点から判断すべきなのであって、判断基準が曖昧不明確であることを批判していたのはむしろ住民側なのである。このような住民側の主張を無視して、住民側の主張する安全性の程度が「曖昧不明確」などというのは、住民側を愚弄する判断とすらいい得るものである。

⁶ この考え方は、ドイツにおける司法審査の在り方を参考としているものであり、住民側の独自の見解ではなかった。

ウ また、函館地裁判決は、「高度な安全性を要求するあまり、結局のところ絶対的安全性を求めるものに帰することになりかねない」と述べ、そのことが不合理であるかのように判示しているが、この趣旨は不可解である。論理的には、住民側はいかなる意味でもリスクをゼロにすることまで求めている以上、住民側が主張する安全性の程度は、絶対的安全性とは異なる。函館地裁判決が述べる「結局のところ絶対的安全性を求めるものに帰する」ということが、高度な安全性を要求しては原発を稼働させることができないというのであれば、それは原発が持つ危険性の大きさゆえにやむを得ないといわざるを得ない。諸外国の多くは、地震や火山の少ない地域に原発を立地しているが、わが国は地震や火山などの災害大国であり、そのような特性に合わせてより高度な安全性が求められてしかるべきである。それで原発を建てられなくなってしまうというのであれば、それはわが国の特性に由来する制約というほかなく、だからといって安全性の程度を下げてよいという理屈は通らない。

例えば、ドイツにおいては、「科学及び技術の水準に照らして必要とされる事前配慮の要件は、「一般に承認された技術基準」、「技術の水準に照らして必要な」要件に比べて高い水準の安全性を要求するものと解されており、それは、「技術的に不能であっても措置されなければならない、技術の活用に対する人の生命・健康の価値の優越性が承認されている」といわれている（甲A50・4～5頁）。

結局のところ、函館地裁判決は、原則的には原発は稼働させるべきであるという価値判断を前提として、周辺住民らの人格権を軽視した不公平な判断を行ったと評価せざるを得ない。司法としてあるまじき態度である。

(2) 「確立された国際的な基準」をメルクマールとすることの注意点

ア 函館地裁判決は、それまで「社会通念」という曖昧不明確な基準で恣意

的に判断されてきた原発の安全性について、初めて、明確に「確立された国際基準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で合理的なものといえるか」というメルクマールを提示したという意味において、一定の意義のある判決であるし、この基準自体は、法の趣旨に照らしても一応の合理性を有すると思われる。

しかし、「確立された国際的な基準」と適合しているか否かということ判断するうえで特に重要なのは、何が確立された国際的な基準なのかを明らかにするとともに、その基準の趣旨を適切に踏まえるということであって、基準の外形的・表面的な字句や枠組みが整合しているということだけを捉えて、基準に適合していると判断してはならないということである。

イ 函館地裁判決は、個別の争点において、具体的審査基準のどのような部分が、確立された国際基準にどのような意味合いにおいて整合しているのかわかりかにしておらず、そもそも自らが定立した基準に沿った当てはめができていないが、国際基準との適合性については、例えば次のような問題が指摘できる。

例えば、広島高裁決定は、火山ガイド自体の合理性に関して、原規委が発表した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」の§5の5-4-2の第4項を踏まえ、「完新世（約1万年前まで）に活動した火山を将来の活動可能性を否定できない火山とする点、立地評価及び影響評価を行うという判断枠組み、設計対応不可能な火山事象の選定等において国際基準とも合致しており（「考え方」）、後記(2)の問題を除き、その内容について合理性を肯定することができる」と判示している（同決定349～350頁）。

しかし、火山ガイドが国際基準といってよいSSG-21（甲D48）と整合している点は、裏を返せば、上記3点のみであって、火山ガイドには、ほかにSSG-21と整合していない箇所が多数存在し、特にその趣

旨や目的などの本質的な部分について全くSSG-21の考え方が反映されていない。

そうであるにもかかわらず、広島高裁決定においては、それらの点を全く無視して、火山ガイドが「国際基準とも合致して」いるとされたのである⁷。これが、国際基準をメルクマールとする際に注意しなければならない点である。

考え方に対して脱原発弁護団全国連絡会が策定した『新規制基準の考え方』検討報告書～原子力規制委員会の欺瞞～（甲A66）でも、この点が指摘されている（231頁）。

ウ 本件との関係でも、後述するように、火山ガイドの不合理性は、完新世に活動した火山ではなく、むしろ完新世に活動していない火山の将来の活動可能性評価に関する部分に存在する。

このような判断を行う場合には、事前に、争点整理の段階で、よほど意識的に、具体的審査基準のどの部分が、どのような国際基準の、どのような考え方に違背するのかを明確にしておき、判断が主張と食い違うことがないようにする必要がある。

4 まとめ

以上のとおり、函館地裁判決が採用する司法審査の在り方は、立証責任の分配に関する部分及び原発の安全性の程度に関する部分において、いずれも不合理である。被告国との関係での行政訴訟においてはもちろんのこと、被告事業者との関係での民事訴訟においても、函館地裁判決の考え方は採用されるべきではない。

⁷ なお、広島高裁決定においては、あくまでも立地評価において破局的噴火を相当前の時点で予測できることを前提としている点において火山ガイドが不合理であると主張していたのであって、その余の点は争点になっていなかったにもかかわらず、それらが合理的であると判断された。明らかに余事記載であって、この部分に先例的価値は皆無である。

第5 審査基準の合理性判断の不当性～火山対策を例に～

1 判断の欠落があまりにも多いこと

函館地裁判決は、争点7 - 火山対策について、規制基準の概要と国際基準であるIAEAの基準（主として「SSG - 21」と呼ばれる火山に関する安全評価ガイド）の概要を指摘したうえで、住民側の主張を5つに大別し、これに対してそれぞれ判断している。

しかしながら、そもそもこれは、住民側の主張を退けやすいように恣意的に捻じ曲げ、あるいはそれでも退け難い主張については無視するという仕方で判断されたものであり、司法審査としてあまりにも不誠実かつ不合理なものである。

住民側の最終準備書面（その7）～火山事象に対する安全性の欠如～を読むと、住民側の「基準の不合理性」に関する主張は、大別して、①立地評価に関する火山ガイドの定めが、噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提としている点においてその内容が不合理である、という点と、②将来の活動可能性が否定できない火山の抽出について、SSG - 21と比較してあまりにも非安全なものであるというものであったことが分かる。函館地裁判決は、このうち①の点については全く判示していない。判断に欠落があることは明白である。

また、②の点に関しては、さらに② i 完新世に活動を行っていない火山について、将来の活動可能性を否定するための要件として、「火山系における時間と量の関係」をどう捉えるかという問題と、② ii 最大活動休止期間の用い方の問題の2つに分けられるところ、このうち、住民側が「重要な部分」と指摘していた② i についても、全く判断を行っていない。この点でも判断の明白な欠落がある。恣意的判断との誹りを免れない。

2 基本的に住民側の主張を曲解して判断していること

さらに、② ii の点については、住民側の主張を曲解し、その主張を退けるのに都合のよい主張へと捻じ曲げている。住民側は、佐藤暁証人の証人尋問での証言を踏まえながら、SSG-21において用いられている「最大休止期間」は、あくまでも情報量を多くして、できるだけ正確な判断を行うために用いるものであると主張していたが、火山ガイドは、そのような体裁になっておらず、むしろ、安易に最後の活動終了からの期間と最大休止期間とを比較して、最後の活動終了からの期間の方が長ければ、将来の活動可能性を否定できるかのような定めになっていることを指摘していた。これがSSG-21の趣旨に劣後するものであることは、佐藤証人の証言からも明らかであるが、函館地裁判決は、この住民側の主張を曲解している。不合理というほかない。

以下、個別に函館地裁判決が示す「原告らの主張について」のアないしオの5つの点（甲A56・265～268頁）について、その判示がいかにか的を外れで合理性を欠くものであるのか述べる。

3 「原告らの主張①」の判示部分の不合理性

(1) 函館地裁判決の判示概要

まず、函館地裁判決は、住民側の主張を「火山ガイドは第四紀（約258萬年前以降）に活動をしていない火山を評価の対象外としていることについて、SSG-21が過去1000万年間に活動のあった火山について将来の活動可能性を検討すべきとしていることに反する」とし、これに対して、日本列島における火山活動の特徴や、住民側の主張（具体的に問題となる火山はいずれも第四紀以降に活動した火山であること）などを踏まえ、火山ガイドが第四紀に活動をしていない火山を評価の対象外にしている点は不合理とはいえず、また本件原発の危険性に係る判断に影響するものではない」と判示する（甲A56・265～266頁）。

(2) この点は、SSG - 21と新規制基準とのスケール感の違いを示す一事情に過ぎないこと

しかし、住民側は、この点を独立して新規制基準の不合理性を示す事実と捉えていたわけではなく、あくまでも、新規制基準がSSG - 21と比較して、いかにスケール感を小さく捉えているかを示す事情として、完新世⁸に活動を行っていない火山のうち、活動可能性を否定する要件が緩やかにすぎるという主張と一体的に主張していた。この点については、後記4及び5とも関連するので、その中で詳しく取り上げる。

いずれにせよ、函館地裁判決は、住民側の主張を、退けやすいように敢えて細切れにして退けたものであり、著しく不合理である。

(3) 更新世以前の具体的な危険性を主張していない点について

函館地裁判決は、この点に関して、「現に、原告らが将来の活動可能性を指摘する火山は、いずれも第四紀火山であ」って、「約258万年より前の具体的な火山に関する危険性を主張していないことからして、過去1000万年間を抽出対象とするか過去258万年間を抽出対象とするかによって本件原発の安全性に係る評価が変わるものとはいえない」と判示している（甲A56・265～266頁）。

しかし、これはあまりにも倒錯した議論である。約258万年よりも前の具体的な火山に関する危険性というのは、本件における個別具体的な問題であって、基準合理性の問題というよりも基準適合判断の合理性の問題に属するが、函館地裁判決は、この基準適合判断の問題を、基準合理性に関する問

⁸ なお、函館地裁判決はこれを「約1万1700年前以降」と捉えており、時代区分として誤ったものではないが、火山ガイド上は、気象庁の火山噴火予知連絡会が「活火山」と定義する「概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を「完新世に活動を行った火山」と定義していることは指摘しておく。

題であるかのようにすり替えて、住民側の主張を排斥している。

また、論理的にみても、住民側に、事業者すら調査していないような事項、すなわち、258万年よりも以前にどの地域でどのような噴火活動が発生したことがあるのか、それが現在の火山活動との関係でそのような意味合いを持つのかといった事実について、調査する能力も義務もないのであり、これらは事業者が調査・検討すべき事柄である。本件において、被告事業者がこれを調査していないとすれば、それ自体が安全評価に関する過誤・欠落である。

函館地裁判決も、原規委が大間原発の安全審査に用いる具体的基準それ自体に不合理な点がある場合には、原則として原規委による適正な審査を期待することができず、原則として原発の安全性を欠くと判示しているのであるから（甲A56・168頁）、基準自体が確立された国際的な基準であるSSG-21と比較して不合理なのであれば、個別の火山の危険性を論ずるまでもなく、具体的危険の存在が推認されるはずである。

「SSG-21と比較して不合理か否か」という判断に、258万年よりも以前の具体的な火山の危険性に関して住民側が主張していないことを理由とするのは、あまりにも倒錯した論理である。

4 「原告らの主張②」の判示部分の不合理性

(1) 函館地裁判決の判示概要

函館地裁判決は、住民側の主張を「火山ガイドが完新世（1万1700年前以降）に活動をしていない第四紀火山について、最後の活動終了からの期間が過去の最大休止期間より長いなど将来の活動可能性がないと判断できる場合に個別評価の対象外としていることは、SSG-21が過去200万年間の噴火記録は一般に活動可能性があるとしていることに反する」とし、これに対して、SSG-21は、一般論として、過去200万年間の噴火記録

が将来の活動可能性があることを示すことを指摘するものにとどまり、この場合に地質データを評価して、将来噴火する可能性を持つかどうかを判断することを推奨しており、また、決定論的手法も許容しているから、直ちにSSG-21に反するとはいえないと判示する（甲A56・266頁）。

(2) 住民側の主張を矮小化している点

しかし、これは住民側の主張を矮小化したものというほかない。

住民側の最終準備書面（その7）～火山事象に対する安全性の欠如～を読むと、住民側の主張の重要部分が、「火山系における時間と量との関係」に関する評価方法の不合理性として、SSG-21は、原則として1000万年前以降に活動したことがある火山については将来の活動可能性が存在するものとして扱うべきことを述べ、例外的に、将来の活動可能性がないといえる可能性がある場合として、「前期更新世あるいはより古い時期の時間と量の関係から、火山活動の明らかな減退傾向と明白な休止が明らかになるかもしれない」と述べている⁹一方で、火山ガイドは、単に「最後の活動終了からの期間が、その火山の最大活動休止期間より長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合は、火山活動に関する4章の個別評価対象外とする」と、SSG-21が設けていた時期の限定を外している、と主張していたのである。

要するに、住民側の主張の重要部分は、例外的に将来の活動可能性を否定できる場合について、SSG-21が前期更新世（約78万年前）よりも古い時期からの活動履歴を踏まえて、明らかな減衰傾向等を読み解こうとしているのに対し、火山ガイドはそのような限定を一切付していない（その意味

⁹ この趣旨について、佐藤暁証人は、「例えば、200万年前に60km³の噴出物がありました。それがまた現在に近づいていきながら、だんだんだんだんそれが減ってきて、もう火山の規模としては、確実に小さいところに向かっている。それが、80万年のところ、大体その辺がゼロに行っているような、そういう傾向が読み取れるのであれば、その当該の山に対しては、もう活動が終わった火山だというふうになしてもいいだろうという、そういう考え方だと思います」と指摘している（甲D67・40頁）。

で、例外が認められる可能性が極めて大きくなる) ことを問題としていたのに、函館地裁判決はこの点を矮小化し、反論しやすいように曲解したのである。理不尽な判断というほかない。

(3) 例外の許容について閾値を設けないことの不合理性

この点については、第四紀学の権威である町田洋・東京都立大学名誉教授も、「大地震を起こす可能性のある活断層と同様で、少なくとも後期更新世以降、すなわち12万5000年前以降に1回でも活動したことが明らかな火山は、将来活動する可能性があると考えerべきではないでしょうか。これは、多くの火山学者からも異論の少ないものだと思います」と、SSG-21と比較して、火山ガイドには例外を許容する場合の閾値(ある年数以降に活動していれば、それだけで活動可能性が否定できないと考えるべき値)がない点で劣後していることを指摘している(甲D103・5頁)。これは、当然ながら、日本列島の火山の特徴(諸外国に比較して火山活動が活発で、火山自体の寿命も短いと考えられること)も踏まえたうえでの指摘であり、これこそが函館地裁の訴訟において住民側が主張していた重要な点だったが、函館地裁判決はこれを完全に無視した。不当の一語に尽きる。

(4) 決定論的手法に関する事実誤認

函館地裁判決は、SSG-21が、火山ガイドの採用する決定論的手法を許容しているということを根拠として、住民側の主張を退けているが、これも明らかに事実誤認である。火山ガイドが採用する決定論的手法は、検討対象火山単体における火山活動が終息傾向にあり、最後の活動終了からの期間が過去の最大休止期間より長いような場合に、将来の活動可能性がないと判断できるというものであるが(火山ガイド3.3(2))、SSG-21が許容している決定論的手法とは、基本的に、「例えば、類似した火山を調査し、火山

活動の最大休止期間を決定し、その期間を閾値にすることも可能である。現在休止中の火山については、活動を再開する確率をこの閾値との比較によって評価できるであろう。このような決定論的評価は、火山活動の駆動源となる火山プロセスについての考察とプロセス上それらの火山を類似の火山と見なせるのかの説明を含んでいることが必要である」というものであり（SSG - 21 5. 13）、付加的に「火山系における時間と量との関係や岩石学的傾向が援用できるかもしれない」（原文は“m i g h t”）としている（SSG - 21 5. 14）。

SSG - 21における決定論的手法は、基本的に、類似火山の調査を求めている点、それらを類似の火山と見なせるのかの説明まで求めている点で、火山ガイドとは全く異なる。要するに、SSG - 21における決定論的手法は、火山事象が低頻度で事例の少ないものであることを踏まえ、できるだけ多くのデータを参照して活動可能性を評価しようというために用いられるものであり、我が国の火山ガイドのように、当該検討対象火山において安易に活動可能性を否定するために用いるものとは、その使い方が全く異なるのである。

このような違いを踏まえ、SSG - 21が「火山ガイドが採用する決定論的手法も採用している」などというのは、明らかな事実誤認である。

5 「原告らの主張③」の判示部分の不合理性

(1) 函館地裁判決の判示概要

函館地裁判決は、住民側の主張を「火山ガイドによると、例えば8万年前と5万年前の2回しか活動していない火山は、無条件に将来の活動可能性が否定されることになり不合理である」とし、これに対して、火山ガイドの規定は、「単に最後の活動終了からの期間と過去の最大休止期間の比較からのみ将来の活動可能性を判断するとしているわけではなく、これに加え、噴火状

況を示す階段ダイヤグラムから火山活動終息の傾向が顕著といえることをも要件としているから、原告が指摘するケースにおいて当然に将来の活動可能性が否定されるものではなく、その当否は具体的な調査審議の当否に帰着する」と判示する（甲A56・267頁）。

(2) 住民側の主張を曲解していること

しかし、住民側は、あくまでもSSG-21と比較して、最後の活動終了からの期間と最大休止期間との比較を重視すべきではなく、火山活動の終息傾向については慎重に判断されなければならないはずであるところ、火山ガイドはそのような立て付けになっておらず、むしろ最後の活動終了からの期間と最大休止期間との比較を重視しているということを不整合と主張していたのであって、その例示として、8万年前と5万年前の2回しか活動していない場合に、火山活動の終息傾向が読み取れるならば、最後の活動終了からの期間よりも最大休止期間の方が短いので、活動可能性を否定できる余地があるということを述べたに過ぎない。

これに対して、SSG-21において、時間と量との関係から活動可能性を否定できるのは、例えば「前期更新世あるいはより古い時期の時間と量との関係」であるし、火山活動の最大休止期間が問題とされるのは、あくまでも「類似した火山」における最大休止期間の評価であるから、上記の例で活動可能性が否定されることはあり得ない。SSG-21において活動可能性が否定される余地がないにもかかわらず、火山ガイドにおいては活動可能性が否定される余地があるということは、まさに火山ガイドの規定がSSG-21を満たしていないことの証左である。住民側は、そのような趣旨で主張したにもかかわらず、函館地裁判決は、これを矮小化し、反論しやすいように曲解して、主張を退けたという体裁を整えたのである。実際には、函館地裁判決は、住民側の主張に対して何ら適切な反論を行っておらず、合理的

な理由なく恣意的に住民側の主張を排斥しただけである。

(3) 現在の火山の状態から終息傾向を示すことが可能としている点で不合理であること

火山ガイドは、解説 - 7において、「地球物理学的及び地球化学的調査を追加的に行い、現在の火山の状態を示すことにより火山活動が終息していることを示すことも可能である」と定めているが、このように、現在の火山の状態から終息傾向を示すという規定はSSG - 21には存在せず、この点でも、火山ガイドはSSG - 21よりも例外を広く認めるものとなっている。確立された国際的な基準を満たしているとはいえない。

6 「原告らの主張④」の判示部分の不合理性

(1) 函館地裁判決の判示概要

函館地裁判決は、住民側の主張として、「当該原発の地理的領域内に将来の活動可能性が否定できない火山が存在する場合であっても、設計対応不可能な火山事象が当該原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいといえる場合には、当該原発の設置が許可され得るとされていることについて、当該原発の運用期間中に当該火山が噴火する可能性やその規模を的確に予測することは困難であって、過去に設計対応不可能な火山事象が到達したとみられる原発を立地不適としないことは不合理である」とし、これに対して、SSG - 21は、「将来の火山活動可能性が明らかになった場合、あるいはその可能性が否定できない場合、災害事象がサイトに及ぼす影響を評価しなければならないとした上で、いくつかのケースでは、特定の災害現象は、サイトに到達する確率が無視できるために、それ以上の考慮が不要となるかもしれないと規定している」から、到達可能性を評価して更なる検討から除外することを許容しており、火山ガイドの規定もこれに沿うものであるから、火

山ガイドの規定が不合理であるとはいえないと判示する（甲A56・267～268頁）。

(2) 宮崎支部決定に明確に反すること

しかし、この判示は宮崎支部決定に明確に反している。

宮崎支部決定は、この点について、「現在の科学的技術的知見をもってしても、原子力発電所の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難であるといわざるを得ないから、立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるといわざるを得ない。立地評価は、そもそも設計対応不可能な事象の到達、すなわち、いかなる設計対応によっても発電用原子炉施設の安全性を確保することが不可能な事態の発生を基準とするものであって、その評価を誤った場合には、いかに多重防護の観点からの重大事故等対策を尽くしたとしても、その危険が現実化した場合に重大事故等を避けることはできず、しかも、火山事象の場合、その規模及び態様等からして、これによってもたらされる重大事故等の規模及びこれによる被害の大きさは著しく重大かつ深刻なものとなることが容易に推認される。このような観点からしても、立地評価に関する火山ガイドの定めは、発電用原子炉施設の安全性を確保するための基準として、その内容が不合理であるというべきである。」として、立地評価に関する火山ガイドの定めが不合理であることを明確に認めている（甲A25・218頁）。

そのうえで、「発電用原子炉施設の安全性確保のために立地評価を行う趣旨からすれば、火山噴火の時期及び規模を的確に予測することが困難であるという現在の科学技術水準の下においては、少なくとも過去の最大規模の噴火

により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には、原則として立地不適とすべきである」と明確に認定している（甲A25・218～219頁）。

SSG-21が、設計対応不可能な事象が敷地に到達する可能性を評価して更なる検討から除外することを許容しているという外形的な一致のみを根拠として、火山ガイドはSSG-21に整合しているという函館地裁判決は、火山ガイドやSSG-21の趣旨や理念を全く解さないままに形式的・表面的な一致だけをあげつらっているという点で、不合理なものというほかない。

(3) 噴火の予測可能性の問題と敷地への到達の問題とを混同していること

函館地裁判決は、地球物理学的及び地球化学的調査によっては噴火の時期及び規模を相当前の時点で予測することは困難であり、予測できることを前提とする火山ガイドは不合理であるという住民側の主張に対して、設計対応不可能な火山事象の到達可能性を指摘して、住民側の主張を退けている。

しかし、これは噴火の予測可能性の問題と、設計対応不可能な事象の敷地への到達可能性の問題とを混同するものである。

火山ガイドが、SSG-21と同様、敷地への到達可能性を問題としているからといって、どうして噴火の予測可能性についての不合理性が帳消しになるのか、函館地裁判決は何も述べていない。

このような判示は何らの説得力も持たない。

(4) SSG-21の規定を読み誤っていること

函館地裁判決は、SSG-21の5.16を根拠として、火山ガイドの合理性を認定しているようである。確かに、5.16には、「いくつかのケースでは、特定の災害事象は、サイトに到達する確率が無視できるために、それ

以上の考慮が不要となるかもしれない」と規定されている。しかし、重要なのはその次の5. 17である。

5. 17は、「このステージのハザード評価のための決定論的手法は、特定の火山事象に対するスクリーニング距離の値に基づいて実施する」とされている。ここにいう「スクリーニング距離」とは、「ある火山事象がこれ以上は延長しないと合理的に予想される距離」とされ、「火山源の特性とサイトと火山間の地形の特徴を考慮して、特定の火山性生成物の既往の最大到達距離で定義される」とされている。

要するに、SSG - 21が、「サイトに到達する確率が無視できる」としているのは、サイトが「スクリーニング距離」の範囲外にある場合をいっているのであり、火山ガイドでいえば、「表1 原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象及び位置関係」との関係で、例えば火砕物密度流であれば160km以遠についてはスクリーニング距離の範囲外であると考えてよい、という内容なのである。このスクリーニングの問題と、火山ガイド4. 1(3)の設計対応不可能な火山事象の原発への到達可能性が十分小さいか否かという判断とは全くの別物であり、まさに、スクリーニング距離の範囲内であるにもかかわらず、地球物理学的及び地球化学的調査によって、到達可能性を狭く解し、立地不適とならない例外を広く認めるところに、火山ガイドの大きな問題点が存在する。

改めて整理すれば、SSG - 21は、設計対応不可能な火山事象が発生する火山について、その活動可能性が否定できない場合には、後述する「スクリーニング距離」の範囲内にあるサイトについては、立地不適と考えるものである。これに対し、火山ガイドは、活動可能性が否定できない場合でも、地球物理学的及び地球化学的調査によって運用期間中に噴火が発生する可能性が十分小さいかどうかを判定し、さらには、設計対応不可能な事象が敷地に到達する可能性が十分小さいかどうかを判定して、いずれも肯定できる場

合には立地不適としない、というものであり、明らかにSSG-21の規定よりも広く立地不適の例外（立地不適とはならない場合）を許容している。

函館地裁判決は、このような火山ガイドの規定及びSSG-21の規定を全く理解しないままになされたものというほかない。

7 「原告らの主張⑤」の判示部分の不合理性

(1) 函館地裁判決の判示概要

函館地裁判決は、住民側の主張として、「英国の原子力コンサルタントであるジョン・ラーズ氏のレポートを援用して、火山ガイドには、NRCが通常行う審査やIAEAが勧告する原発の立地審査基準において設定される降灰確率、風向き、火山灰の密度等の詳細なパラメータに関する具体的な規定がない」とし、これに対して、「上記レポートがIAEAやNRCのいかなる規定等を参照して火山ガイドと比較しているのかは必ずしも明らかではなく、確立された国際基準として、具体的かつ詳細なパラメータを規制基準として示すことが求められているものとは直ちに認め難い」「一定程度の概括的な規定となることはやむを得ない」などと判示する（甲A56・268頁）。

(2) 事実上の立証責任は事業者側にあるはずであること

しかし、函館地裁判決は、基準の合理性の事実上の立証責任を事業者に負わせていたのであり、住民側が具体的な条文を明示しなかったとはいえ、火山ガイドの不合理性を指摘しているにもかかわらず、その立証が尽くされていないからその主張が採用できないかのような判示を行うのは、明らかな背理である。

仮に、事業者において、ジョン・ラーズ氏の指摘が不当であるというのであれば、NRCやIAEAの基準において、ジョン・ラーズ氏の指摘するような詳細なパラメータに関する具体的な規定は要求されていないこと、ある

いは、我が国の火山ガイドにおいても、詳細なパラメータに関する具体的規定が存在することを主張立証すべきである。それが、事業者に事実上の主張立証責任を負わせることの論理的帰結である。

なお、原告は、ジョン・ラージ氏に対して、函館地裁判決に対する反論の意見書を依頼する予定である。

(3) 「一定程度の概括的な規定となることはやむを得ない」との点について

ア 函館地裁判決は、安全性に係る審査基準は、現在の科学技術水準を構成する科学的、技術的知見が将来変わり得ることを前提に、安全性について審査する基準であるから、一定の概括的な規定となることはやむを得ないと判示するが、これも不合理というほかない。

函館地裁判決が指摘するのは、最新の科学技術水準に迅速に対応するという、いわゆる「即応性の原則」をいうものと思われる。しかし、これは、法律に拠ったのでは迅速な対応ができないことから、法律以下の規則に具体的な規定を委ねるという趣旨で述べられるものであり、規則すら曖昧不明確でよいというものではない。

例えば、ドイツにおいては、立法が行政へ具体的規定を委任した点について、「最先端の学識に基づいた損害防止措置が講じられていることが不可欠」であり、「リスク評価に関する事柄を最先端の学識に常に適合させていくことによってのみ最高度の危険排除とリスク予防の原則は満たされる」という発想の下、法律レベルでは開かれた規定を認め、具体的規定を行政に委ねることが「ダイナミックな基本的人権の保護に資する」とされているが（甲A39・32頁）、これはあくまでも法律がより下位の法規である規則に委任することを正当化する理屈であり、規則が抽象的な規定を設けてよいというものではない。

イ 具体的に考えても、「降灰確率，風向き，火山灰の密度等の詳細なパラメ

一タに関する具体的規定」を定めないことが、「科学技術水準が変わるかもしれないから」という理由で正当化できるかという点、大いに疑問があるといわざるを得ない。

例えば、風向きについては、「不確実性を考慮して常に敷地が風下になるように設定する」と定めることは可能だし、現在暗黙裡に行われているように、「原則として月別平均を用い、特別な事情がある場合にはより安全側のパラメータを用いる」と定めて、特別な事情がある場合を列挙するといった定め方をすることも十分に可能であるし、このように定めたからといって、即応性の原則に反する結果となるとも思われない。

ウ 裁判所は、福島第一原発事故以前の原子力規制が、事業者の「虜」となっていたという事実を重く受け止める必要がある。具体的な規定を設けず、基準が曖昧であるということは、それだけ原規委が事業者に対して適切な規制を行っていくということにつながる。これまでに十分な安全文化が形成されてきたのであれば別かもしれないが、そうでないわが国の実情を踏まえれば、他の国際基準において要求されている程度の具体的基準すら定めないということは、我が国の火山ガイドが、それだけ非安全側の基準であることを意味する。函館地裁判決の論理に従えば、国際基準に適合していることを事業者が立証できない以上、火山ガイドは不合理であるという結論が導かれるべきであり、函館地裁判決にはこの点でも論理違背が存在するといえる。

8 まとめ

以上述べてきたとおり、争点7の火山対策に関する基準の合理性判断だけをとってみても、函館地裁判決がいかに強引に住民側の主張を捻じ曲げ、これを排斥するのに都合のよい主張にすり替えて、住民側を敗訴へと導いたかが分かる。住民側の主張を曲解し、それでも排斥できない主張については自らが定め

た規範にすら反して、住民側の立証が足りていないかのような判断を行っている点で、残念ながら、司法判断として、最低レベルのものといわざるを得ない。

第6 終わりに

本準備書面で述べてきた函館地裁判決の不合理性は、ごく一部に過ぎない。要するに、函館地裁判決は、基準適合判断の不合理性に関する判断を強引な理屈によって行わなかった点、基準自体の不合理性に関する判断においても、住民側の主張を曲解し、都合のいい理屈をつけて排斥している点で、余りにも不合理な判断といわざるを得ない。

この判決から学ぶべきことは、「同様の判断を行ってはならない」という1点のみである。本件において、函館地裁判決と同様の判断がなされることは、絶対に許されない。

以上